

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年4月27日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	03-3593-6113
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 500億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）

（愛称：「ワールド・ドリーム」、以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

500億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（「(12) その他 その他」をご参照ください。）にお問合せください。

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は１万口当たりで表示されます。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.3%（税抜3.0%）です。詳しくは販売会社にお問合せください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。また、分配金の受取方法により、収益分配時に分配金を自動的に再投資する「分配金再投資コース」と分配金を受取る「分配金受取りコース」の２コースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
分配金再投資コース	1万円以上 1円単位
分配金受取りコース	1万円以上 1円単位

詳しくは販売会社にお問合せください。

（７）【申込期間】

2020年4月28日から2020年10月27日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの取得申込は、販売会社で取扱いします。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

（９）【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。

ファンドの振替受益権にかかる取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せ下さい。

株式会社但馬銀行 兵庫県豊岡市千代田町 1 番 5 号

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】**取得申込みの方法**

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」とがあります。「分配金再投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。

「分配金再投資コース」とは、収益分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

また、「定時定額購入コース」の利用にあたっては、販売会社で分配金再投資コースをお申込みのうえ、「定時定額購入コース」に関する取り決めを行う必要があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

取得申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、申込期間において、ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日の場合には、取得申込みの受付を行いません。

取得申込受付の中止

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を制限または中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができるものとします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、世界各国の上場株式を主要投資対象とする「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」（以下、「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／内外／株式に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

○商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産（ ）
		資産複合

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル （日本を含む） 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年6回 （隔月） 年12回 （毎月）	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり （ ）
不動産投信	日々 その他 （ ）	中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券 （株式）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

* 属性区分に記載している為替ヘッジは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類および区分（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

○商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

その他資産 （投資信託証券 （株式））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

* 商品分類表および属性区分表については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は500億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することが出来ます。

ファンドの特色

- 主に先進国の上場株式に投資します（新興国には投資しません）。
実質組入外貨建資産については、為替ヘッジは行いません。
- 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目し、銘柄選択を行います。
- ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本とします。
- 毎月決算を行い、原則として、株式の配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。
資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

① 高い配当利回りと安定成長が期待できる銘柄に投資！

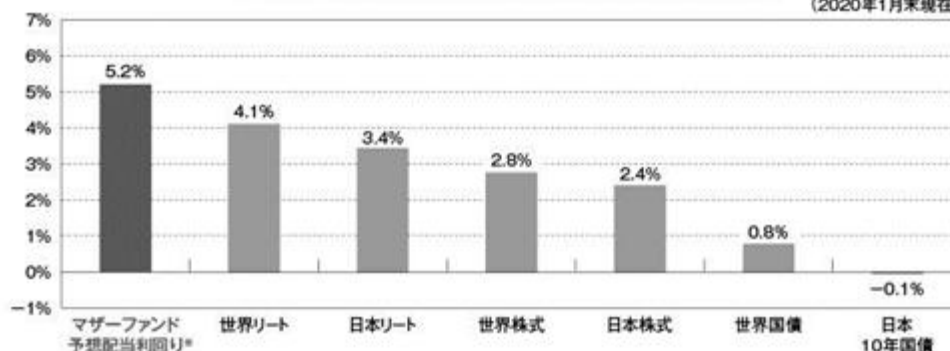
ファンドは、高い配当利回りが期待できる銘柄（好配当銘柄）に投資します。
好配当銘柄は、配当利回りが高いだけでなく、利益の安定成長による高い水準の配当が期待され、「安定した収益力」「割安な株価」等から魅力的な投資対象と考えられます。



世界的な超低金利環境のもと、各資産の利回りが低下する中、好配当株式の配当利回りは魅力的な水準と考えられます。

マザーファンドと各資産の利回り比較

(2020年1月末現在)



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

世界リート：S&Pグローバルリート・インデックス、日本リート：東証REIT指数、世界株式：MSCIワールド・インデックス、日本株式：TOPIX（東証株価指数）、世界国債：ブルームバーグ・パークレイズ世界国債インデックスを使用。世界リート、日本リート、世界株式、日本株式は12ヵ月予想配当利回り。

※マザーファンドの予想配当利回りは、ブルームバーグのデータを基にアムンディ・ジャパン株式会社が各銘柄の当会計年度の予想DPS（1株当たり配当金）を2020年1月末の株価で割って算出しています。市況動向等によっては、実際のファンドの配当利回りと大きく異なる場合があります。

【当資料で使用した指数の権利について】

■S&Pグローバルリート・インデックスは、S&P Dow Jones Indices LLCの登録商標です。

■TOPIX（東証株価指数）をはじめとする株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）が算出・公表する株価指数（以下「TOPIX等」といいます。）は、東証の知的財産であり、TOPIX等の算出、数値の公表、利用などTOPIX等に関する権利は東証が所有しています。

■MSCIの各インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

■ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。パークレイズは、ライセンスに基づき使用されているパークレイズ・バンク・ビーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・パークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

●上記内容は作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

2 世界好配当株式の安定的な配当と成長に着目！

ファンドは主に先進国の上場株式に投資します（新興国には投資しません）。
好配当銘柄には、公益、生活必需品、金融、ヘルスケアなどの生活インフラ関連業種が多く、
安定した成長と配当が期待できます。

【主な生活インフラ関連業種】

公益
(電力、ガスなど)生活必需品
(食料、飲料など)金融
(銀行、保険など)ヘルスケア
(医薬品など)

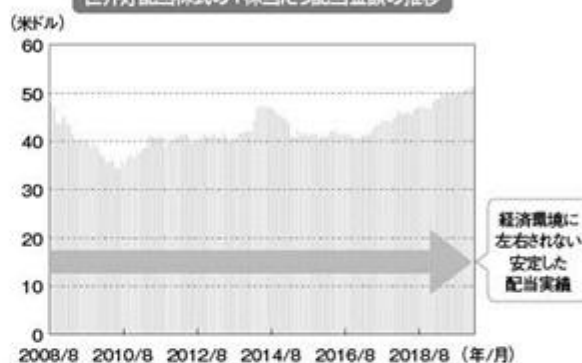
上記業種は、一般的に収益が景気サイクルの影響を受けにくく、
株価の安定成長が期待できる業種であるといわれています。
特定業種への集中投資は避け、主にこれらの業種に分散投資する
ことで、中長期的に安定した収益確保を目指します。

◆上記業種の企業の場合でも、投資対象市場の政治・経済情勢や
国際情勢の変化により、株価が安定的に上昇しない場合があります。

期間：2008年8月末～2020年1月末、月次。

出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。世界好配当株式：MSCI世界高配当インデックス(米ドルベース)を使用。
上記グラフは、MSCI世界高配当インデックス(米ドルベース)の12ヵ月1株当たり配当(グロス)を示しています。したがってファンドの分配実績とは異なります。
使用した指数の権利については、4ページの【当資料で使用する指数の権利について】をご確認ください。

世界好配当株式の1株当たり配当金額の推移



3 世界好配当株式のパフォーマンスに注目！

世界好配当株式は、長期にわたり世界株式を上回るパフォーマンスを維持しています。

世界好配当株式と世界株式のパフォーマンス推移



期間：1996年8月末～2020年1月末、月次。出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

世界好配当株式：MSCI世界高配当インデックス(米ドルベース)、世界株式：MSCIワールド・インデックス(米ドルベース)、を使用。いずれもトータルリターン。
使用した指数の権利については、4ページの【当資料で使用する指数の権利について】をご確認ください。

- 上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- 上記内容は作成日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

2005年8月5日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式 で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

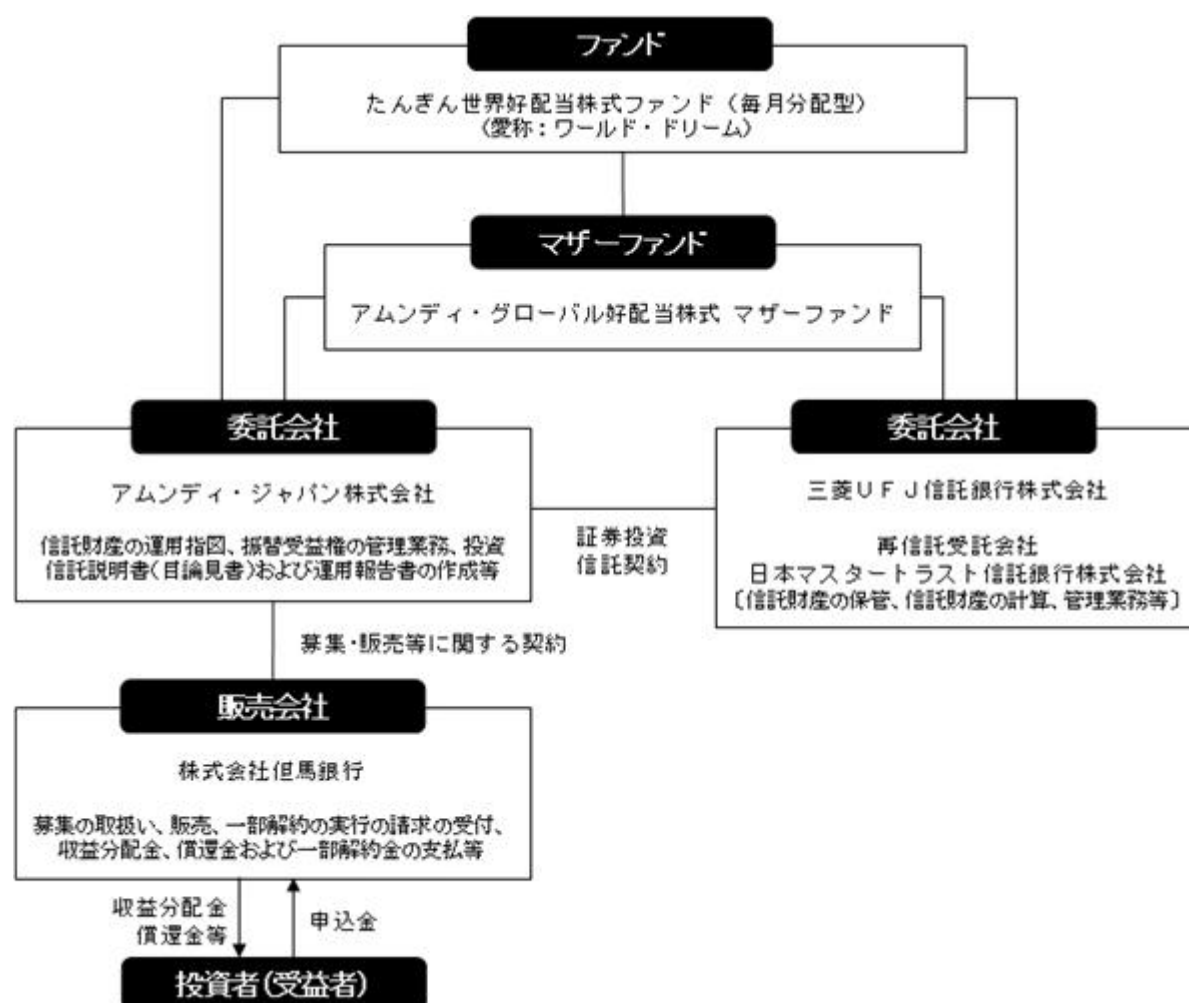
<イメージ図>



資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約
証券投資信託契約 （証券投資信託にかかる信託契約 （信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り90	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

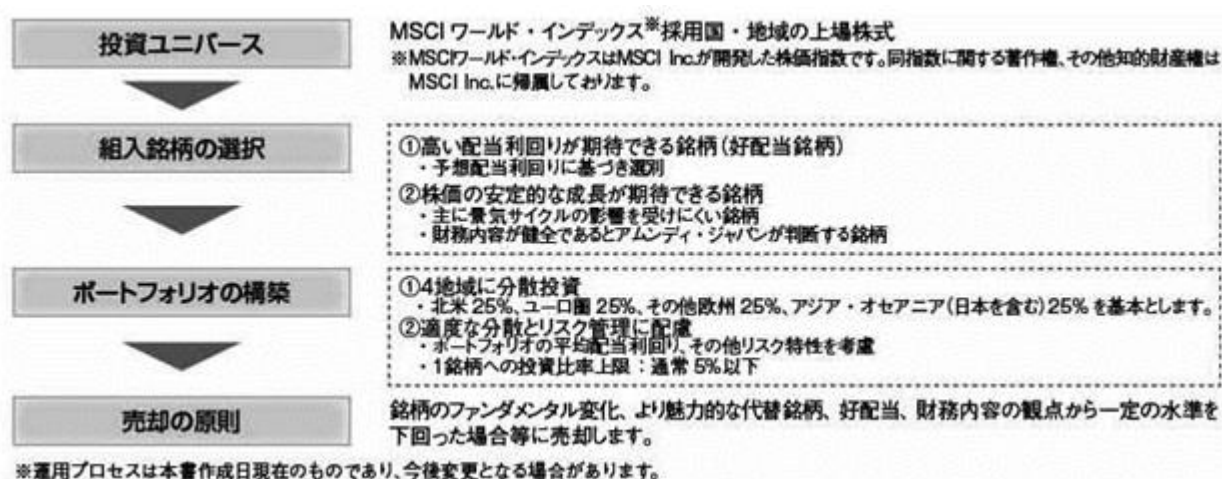
投資態度

- (イ)「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」への投資を通じて、MSCI ワールド・インデックスの採用国・地域における上場株式を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。このほか、世界各国の株式等に直接投資することがあります。
- (ロ) 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目した銘柄選択により、先進国を中心とした世界各国の好配当株式に分散投資を行います。
- (ハ) 株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。
- (ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

ファンドの運用プロセス

ファンドの主要投資対象のマザーファンドにおける運用プロセスは、以下の通りです。



資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第１条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第２条第１項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (9)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主として「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券

- (e) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記(a)から(k)の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (n) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (p) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- (q) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (t) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (u) 外国の者に対する権利で前記(t)の有価証券の性質を有するもの
- (v) 投資事業有限責任組合契約に基づく権利または組合契約もしくは匿名組合契約であって投資事業有限責任組合契約に類するものとして金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものに基づく権利をいいます。
- (w) 外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前記(e)の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

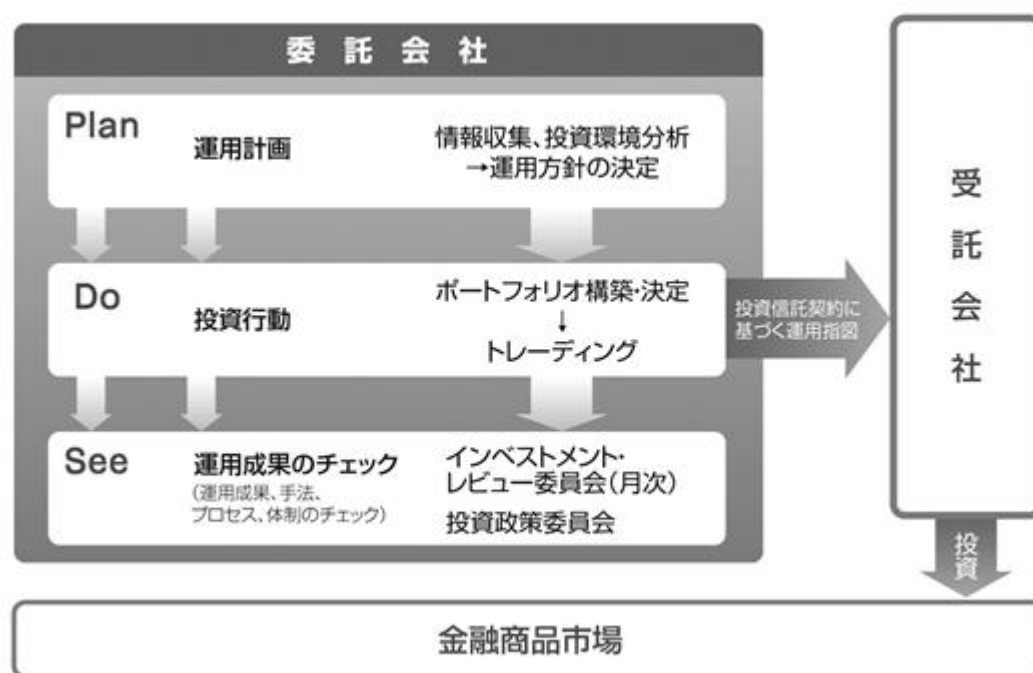
その他

- (a) 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- (b) わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。
- (c) わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- (d) わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (e) スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (f) 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (g) 信託財産に属する株式および公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- (h) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



- * 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、
投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

（a）分配対象額

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。

（b）分配対象額についての分配方針

収益分配額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（c）収益分配にあてず、信託財産に留保した利益（留保益）の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

（d）留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社において行うものとします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

◎収益分配金に関する留意事項

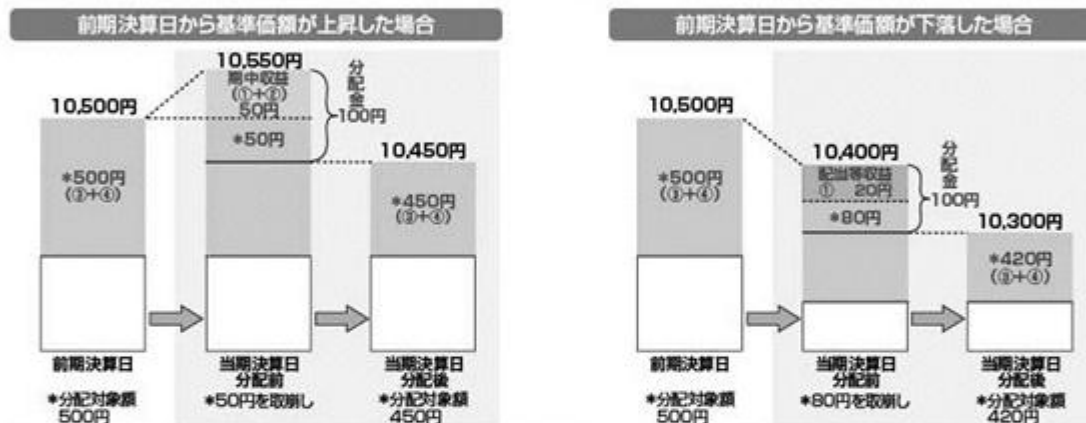
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

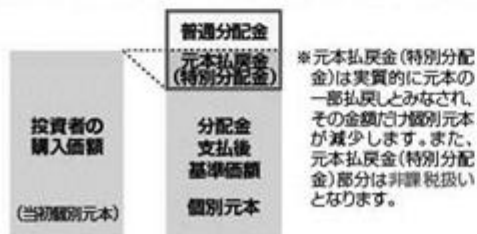


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

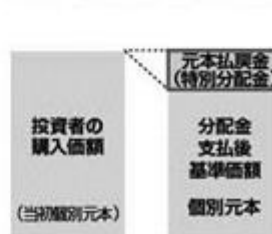
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

信託約款に基づく主な投資制限

- (イ) マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- (ハ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (ニ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ト）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（チ）デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（リ）信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

（ヌ）投資信託証券（マザーファンドを除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

法令等に基づく投資制限

同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

<参考情報>

アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンドについて

1 運用の基本方針

信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 投資方針

(1)投資対象

世界各国の上場株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

MSCIワールド・インデックスの採用国・地域における上場株式を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目した銘柄選択により、先進国を中心とした世界各国の好配当株式に分散投資を行います。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）にかかる権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資の対象とする有価証券

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前記20. の有価証券の性質を有するもの
22. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利または組合契約もしくは匿名組合契約であって投資事業有限責任組合契約に類するものとして金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものに基づく権利をいいます。
23. 外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

4 投資制限

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (d) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (e) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (f) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (g) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合、もしくは財務状況の悪化等により社債の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。これらの影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。また、市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことや市場環境の悪化により売買価格が著しく低下することがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドの繰上償還

ファンドは、信託財産の純資産総額が5億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

ファミリーファンド方式の留意点

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があります、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドにおよぶ可能性があります。

分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 委託会社のリスク管理について

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

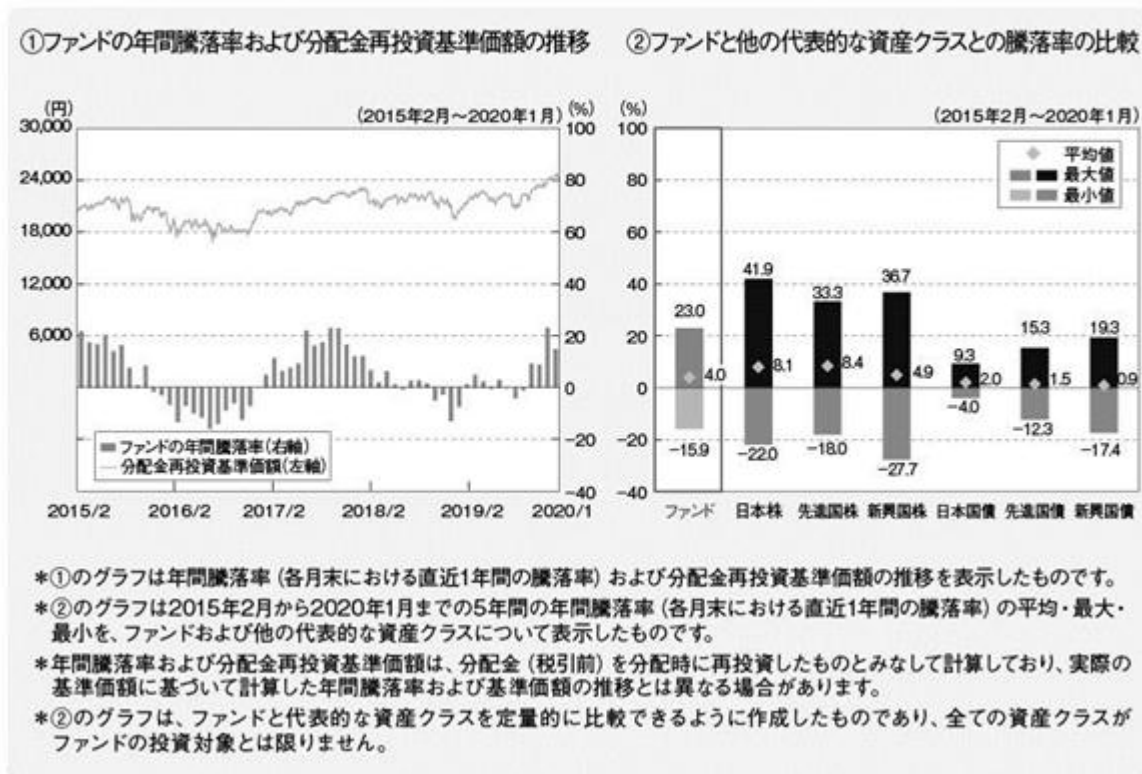
・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）



○各資産クラスの指数について

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。	
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。	
日本国債	NOMURA-BPI 国債
NOMURA-BPI 国債とは、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。	
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。	
新興国債	JPモルガンGBI-EM グローバル・ディバースィファイド (円ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。	

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

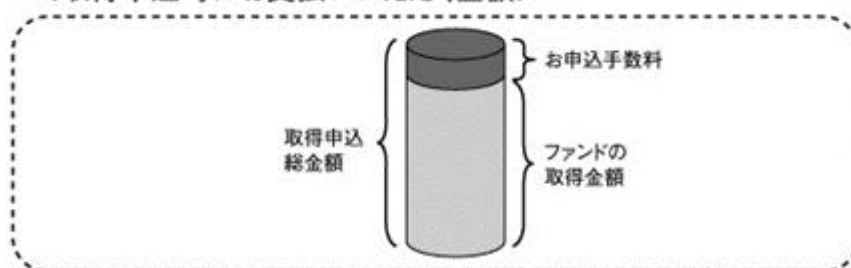
4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には申込手数料はありません。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、一部解約の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%を乗じて得た、信託財産留保額 が控除されます。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で、信託財産に留保されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.177%（税抜1.0700%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

（信託報酬の配分）		（年率）
支払先	料率	役務の内容
委託会社	0.50%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.50%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.07%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、特定資産の価格等の調査に要する費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立て替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。委託会社は、前記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計算し、委託会社が定めた時期に当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2019年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。なお、原則として、申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所

得等および譲渡所得等も対象となります。)をすることができます(当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。)。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

(注)ファンドは、配当控除は適用されません。

* 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

(注)ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

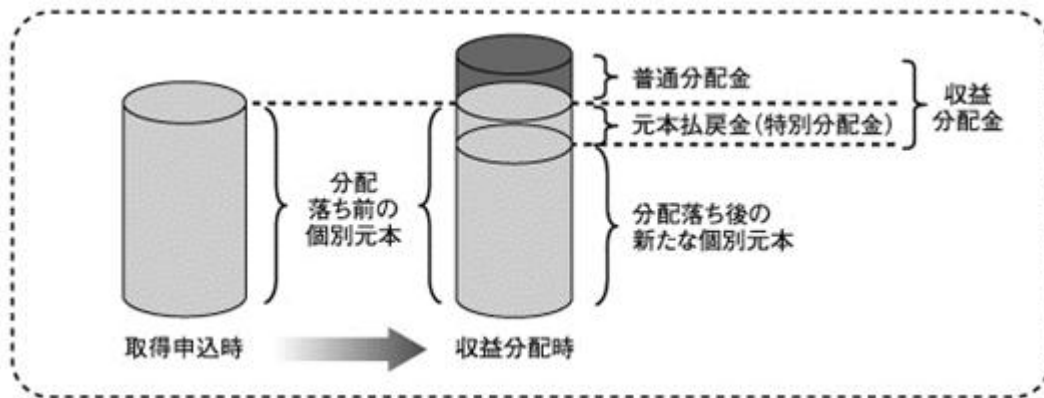
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2020年1月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,094,731,329	99.30
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	14,614,795	0.69
合計（純資産総額）		2,109,346,124	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

<参考情報>

「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	336,511,550	4.94
	アメリカ	1,223,852,222	17.97
	カナダ	687,385,412	10.09
	ドイツ	170,234,025	2.50
	イタリア	210,745,087	3.09
	フランス	306,120,776	4.49
	オーストラリア	670,341,784	9.84
	イギリス	748,819,416	10.99
	スイス	327,469,690	4.81
	バミューダ	78,485,901	1.15
	香港	9,493,848	0.13
	シンガポール	199,705,467	2.93
	ニュージーランド	146,734,073	2.15
	オランダ	83,187,791	1.22
	スペイン	243,165,925	3.57
	ベルギー	70,448,932	1.03
	スウェーデン	160,511,476	2.35
	ノルウェー	311,964,606	4.58
	オーストリア	86,964,563	1.27
	フィンランド	366,189,093	5.37
	デンマーク	56,815,821	0.83
	アイルランド	39,020,210	0.57
	ポルトガル	29,753,603	0.43
	ケイマン諸島	50,050,914	0.73
	ガーンジー	38,368,022	0.56
	小計	6,652,340,207	97.71
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	155,655,161	2.28
合計（純資産総額）		6,807,995,368	100.00

その他の資産の投資状況

種類	国/ 地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額 (現地通貨)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	7	米ドル	1,127,802.67	125,571,138	1.84

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
場で評価しております。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・グローバル好配当株 式 マザーファンド	740,449,392	2.8676	2,123,312,676	2.8290	2,094,731,329	99.30

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.30
合計		99.30

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

< 参考情報 >

「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （%）
1	カナダ	株式	TRANSALTA RENEWABLES INC	公益事業	89,400	1,221.80	109,229,089	1,373.80	122,818,104	1.80
2	アメリカ	株式	AT&T	電気通信サービス	25,216	4,117.01	103,814,650	4,082.11	102,934,632	1.51
3	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	39,467	2,448.50	96,635,187	2,560.80	101,067,166	1.48
4	カナダ	株式	BCE INC	電気通信サービス	16,900	5,253.16	88,778,571	5,189.56	87,703,567	1.28
5	フィンランド	株式	KESKO OYJ-B SHS	食品・生活必需品小売り	11,126	7,605.36	84,617,302	7,374.38	82,047,463	1.20
6	フィンランド	株式	CITYCON OYJ	不動産	69,630	1,115.78	77,692,397	1,154.87	80,414,294	1.18
7	オーストラリア	株式	TELSTRA CORP LTD	電気通信サービス	283,905	260.91	74,074,334	282.89	80,316,554	1.17
8	イタリア	株式	ENEL	公益事業	81,285	811.60	65,971,418	972.98	79,089,199	1.16
9	スペイン	株式	NATURGY ENERGY GROUP SA	公益事業	27,429	2,830.65	77,642,145	2,872.76	78,797,043	1.15
10	フィンランド	株式	FORTUM OYJ	公益事業	27,663	2,569.60	71,083,066	2,664.64	73,712,074	1.08
11	ベルギー	株式	PROXIMUS	電気通信サービス	22,463	3,301.03	74,151,081	3,136.22	70,448,932	1.03
12	ノルウェー	株式	TELENOR	電気通信サービス	34,826	1,986.92	69,196,824	2,013.65	70,127,723	1.03
13	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4,200	15,057.91	63,243,239	16,398.26	68,872,698	1.01
14	イギリス	株式	SSE PLC	公益事業	31,954	1,875.88	59,941,968	2,144.47	68,524,672	1.00
15	カナダ	株式	NORTHLAND POWER INC	公益事業	27,400	2,304.83	63,152,561	2,461.77	67,452,717	0.99
16	イタリア	株式	SNAM SPA	公益事業	110,700	541.35	59,927,445	595.36	65,906,872	0.96
17	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO	食品・飲料・タバコ	13,743	4,258.95	58,530,814	4,785.43	65,766,172	0.96
18	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	12,140	5,906.72	71,707,702	5,403.87	65,603,054	0.96
19	日本	株式	あおぞら銀行	銀行業	21,900	2,809.00	61,517,100	2,962.00	64,867,800	0.95
20	ノルウェー	株式	MOWI ASA	食品・飲料・タバコ	24,920	2,638.54	65,752,616	2,601.71	64,834,862	0.95
21	オーストラリア	株式	SONIC HEALTHCARE LTD	ヘルスケア機器・サービス	28,051	2,181.84	61,202,886	2,308.63	64,759,520	0.95
22	オランダ	株式	UNILEVER NV	食品・生活必需品小売り	10,076	6,333.79	63,819,318	6,309.73	63,576,889	0.93
23	アメリカ	株式	INTEL	半導体・半導体製造装置	8,700	6,282.94	54,661,635	7,249.21	63,068,198	0.92
24	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INCO.	食品・飲料・タバコ	11,901	5,343.93	63,598,229	5,234.87	62,300,306	0.91
25	スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	1,360	44,076.99	59,944,710	45,707.80	62,162,618	0.91
26	スイス	株式	SWISS RE LTD	保険	5,040	11,910.57	60,029,287	12,326.71	62,126,628	0.91
27	オーストラリア	株式	AUSNET SERVICES	公益事業	483,945	124.95	60,473,500	128.25	62,069,575	0.91
28	フランス	株式	ORANGE	電気通信サービス	39,052	1,783.44	69,647,191	1,548.86	60,486,178	0.88
29	イギリス	株式	ASTRAZENECA	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5,459	10,598.09	57,855,009	10,736.68	58,611,538	0.86
30	アメリカ	株式	WESTERN UNION CO	ソフトウェア・サービス	19,300	2,944.62	56,831,166	3,010.05	58,094,080	0.85

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	食料品	0.75
		医薬品	0.44
		電気機器	0.72
		輸送用機器	0.09
		情報・通信業	0.59
		卸売業	1.37
		銀行業	0.95
外国	株式	エネルギー	5.43
		素材	0.81
		資本財	1.19
		商業・専門サービス	0.67
		運輸	4.08
		耐久消費財・アパレル	1.23
		消費者サービス	0.38
		メディア・娯楽	0.53
		小売	1.94
		食品・生活必需品小売り	2.70
		食品・飲料・タバコ	5.74
		ヘルスケア機器・サービス	2.33
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.25
		銀行	7.40
		各種金融	4.45
		保険	8.62
		不動産	2.96
		ソフトウェア・サービス	4.00
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.89
		電気通信サービス	11.21
		公益事業	14.97
		半導体・半導体製造装置	1.89
		合計	

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	国/ 地域	取引所	資産名	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額 （現地通貨）	評価額 （円）	投資 比率 （%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	7	米ドル	1,127,802.67	125,571,138	1.84

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
場で評価しております。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2020年1月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第10特定期間末（2010年 7月26日）	7,713,527,545	7,754,969,885	0.5584	0.5614
第11特定期間末（2011年 1月25日）	7,017,045,203	7,053,553,176	0.5766	0.5796
第12特定期間末（2011年 7月25日）	5,992,647,446	6,024,671,236	0.5614	0.5644
第13特定期間末（2012年 1月25日）	4,896,103,741	4,925,362,837	0.5020	0.5050
第14特定期間末（2012年 7月25日）	4,512,343,620	4,539,722,358	0.4944	0.4974
第15特定期間末（2013年 1月25日）	5,451,698,144	5,477,117,970	0.6434	0.6464
第16特定期間末（2013年 7月25日）	5,255,325,106	5,276,855,230	0.7323	0.7353
第17特定期間末（2014年 1月27日）	4,825,419,663	4,844,079,189	0.7758	0.7788
第18特定期間末（2014年 7月25日）	4,701,815,280	4,718,390,758	0.8510	0.8540
第19特定期間末（2015年 1月26日）	4,483,253,163	4,498,046,523	0.9092	0.9122
第20特定期間末（2015年 7月27日）	4,057,475,034	4,070,420,622	0.9403	0.9433
第21特定期間末（2016年 1月25日）	3,235,783,473	3,247,958,708	0.7973	0.8003
第22特定期間末（2016年 7月25日）	3,114,668,264	3,126,402,368	0.7963	0.7993
第23特定期間末（2017年 1月25日）	3,033,356,134	3,044,353,124	0.8275	0.8305
第24特定期間末（2017年 7月25日）	2,844,995,081	2,854,765,681	0.8735	0.8765
第25特定期間末（2018年 1月25日）	2,710,874,639	2,719,892,915	0.9018	0.9048
第26特定期間末（2018年 7月25日）	2,415,149,374	2,423,666,036	0.8507	0.8537
第27特定期間末（2019年 1月25日）	2,121,592,448	2,129,732,927	0.7819	0.7849
第28特定期間末（2019年 7月25日）	2,142,671,342	2,150,497,182	0.8214	0.8244
第29特定期間末（2020年 1月27日）	2,137,276,547	2,144,588,645	0.8769	0.8799
2019年 1月末日	2,137,728,912	-	0.7873	-
2月末日	2,214,774,784	-	0.8216	-
3月末日	2,209,942,263	-	0.8266	-
4月末日	2,195,000,320	-	0.8350	-
5月末日	2,084,916,925	-	0.7920	-
6月末日	2,138,437,468	-	0.8169	-
7月末日	2,125,883,093	-	0.8150	-
8月末日	2,018,905,795	-	0.7767	-
9月末日	2,100,429,847	-	0.8146	-
10月末日	2,139,901,924	-	0.8429	-
11月末日	2,127,272,983	-	0.8569	-

12月末日	2,168,833,947	-	0.8806	-
2020年 1月末日	2,109,346,124	-	0.8650	-

（注）純資産総額（分配付）及び１口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第10特定期間	自 2010年 1月26日 至 2010年 7月26日	0.0180
第11特定期間	自 2010年 7月27日 至 2011年 1月25日	0.0180
第12特定期間	自 2011年 1月26日 至 2011年 7月25日	0.0180
第13特定期間	自 2011年 7月26日 至 2012年 1月25日	0.0180
第14特定期間	自 2012年 1月26日 至 2012年 7月25日	0.0180
第15特定期間	自 2012年 7月26日 至 2013年 1月25日	0.0180
第16特定期間	自 2013年 1月26日 至 2013年 7月25日	0.0180
第17特定期間	自 2013年 7月26日 至 2014年 1月27日	0.0180
第18特定期間	自 2014年 1月28日 至 2014年 7月25日	0.0180
第19特定期間	自 2014年 7月26日 至 2015年 1月26日	0.0180
第20特定期間	自 2015年 1月27日 至 2015年 7月27日	0.0180
第21特定期間	自 2015年 7月28日 至 2016年 1月25日	0.0180
第22特定期間	自 2016年 1月26日 至 2016年 7月25日	0.0180
第23特定期間	自 2016年 7月26日 至 2017年 1月25日	0.0180
第24特定期間	自 2017年 1月26日 至 2017年 7月25日	0.0180
第25特定期間	自 2017年 7月26日 至 2018年 1月25日	0.0180

第26特定期間	自 2018年 1月26日 至 2018年 7月25日	0.0180
第27特定期間	自 2018年 7月26日 至 2019年 1月25日	0.0180
第28特定期間	自 2019年 1月26日 至 2019年 7月25日	0.0180
第29特定期間	自 2019年 7月26日 至 2020年 1月27日	0.0180

（注）１口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第10特定期間	自 2010年 1月26日 至 2010年 7月26日	3.1
第11特定期間	自 2010年 7月27日 至 2011年 1月25日	6.5
第12特定期間	自 2011年 1月26日 至 2011年 7月25日	0.5
第13特定期間	自 2011年 7月26日 至 2012年 1月25日	7.4
第14特定期間	自 2012年 1月26日 至 2012年 7月25日	2.1
第15特定期間	自 2012年 7月26日 至 2013年 1月25日	33.8
第16特定期間	自 2013年 1月26日 至 2013年 7月25日	16.6
第17特定期間	自 2013年 7月26日 至 2014年 1月27日	8.4
第18特定期間	自 2014年 1月28日 至 2014年 7月25日	12.0
第19特定期間	自 2014年 7月26日 至 2015年 1月26日	9.0
第20特定期間	自 2015年 1月27日 至 2015年 7月27日	5.4
第21特定期間	自 2015年 7月28日 至 2016年 1月25日	13.3
第22特定期間	自 2016年 1月26日 至 2016年 7月25日	2.1
第23特定期間	自 2016年 7月26日 至 2017年 1月25日	6.2

第24特定期間	自 2017年 1月26日 至 2017年 7月25日	7.7
第25特定期間	自 2017年 7月26日 至 2018年 1月25日	5.3
第26特定期間	自 2018年 1月26日 至 2018年 7月25日	3.7
第27特定期間	自 2018年 7月26日 至 2019年 1月25日	6.0
第28特定期間	自 2019年 1月26日 至 2019年 7月25日	7.4
第29特定期間	自 2019年 7月26日 至 2020年 1月27日	8.9

（注1）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注2）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第10特定期間	自 2010年 1月26日 至 2010年 7月26日	163,742,208	1,061,189,431	13,814,113,585
第11特定期間	自 2010年 7月27日 至 2011年 1月25日	77,565,032	1,722,354,136	12,169,324,481
第12特定期間	自 2011年 1月26日 至 2011年 7月25日	80,253,337	1,574,980,864	10,674,596,954
第13特定期間	自 2011年 7月26日 至 2012年 1月25日	97,957,643	1,019,522,294	9,753,032,303
第14特定期間	自 2012年 1月26日 至 2012年 7月25日	80,387,459	707,173,587	9,126,246,175
第15特定期間	自 2012年 7月26日 至 2013年 1月25日	209,987,676	862,958,376	8,473,275,475
第16特定期間	自 2013年 1月26日 至 2013年 7月25日	239,254,135	1,535,821,447	7,176,708,163
第17特定期間	自 2013年 7月26日 至 2014年 1月27日	173,334,553	1,130,200,546	6,219,842,170
第18特定期間	自 2014年 1月28日 至 2014年 7月25日	111,024,849	805,707,585	5,525,159,434
第19特定期間	自 2014年 7月26日 至 2015年 1月26日	124,443,898	718,483,209	4,931,120,123
第20特定期間	自 2015年 1月27日 至 2015年 7月27日	59,782,557	675,706,578	4,315,196,102
第21特定期間	自 2015年 7月28日 至 2016年 1月25日	25,147,526	281,931,874	4,058,411,754
第22特定期間	自 2016年 1月26日 至 2016年 7月25日	22,118,295	169,161,759	3,911,368,290
第23特定期間	自 2016年 7月26日 至 2017年 1月25日	35,355,287	281,060,105	3,665,663,472
第24特定期間	自 2017年 1月26日 至 2017年 7月25日	22,160,106	430,956,600	3,256,866,978
第25特定期間	自 2017年 7月26日 至 2018年 1月25日	33,534,040	284,308,886	3,006,092,132
第26特定期間	自 2018年 1月26日 至 2018年 7月25日	52,386,415	219,591,170	2,838,887,377
第27特定期間	自 2018年 7月26日 至 2019年 1月25日	41,222,563	166,616,903	2,713,493,037
第28特定期間	自 2019年 1月26日 至 2019年 7月25日	46,839,763	151,719,273	2,608,613,527
第29特定期間	自 2019年 7月26日 至 2020年 1月27日	19,562,639	190,810,123	2,437,366,043

(注) 全て本邦内におけるものです。

（参考情報）

運用実績

2020年1月末日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

■基準価額と純資産総額■

基準価額	8,650円
純資産総額	21.1億円

■分配の推移■

決算日	分配金（円）
167期（2019年9月25日）	30
168期（2019年10月25日）	30
169期（2019年11月25日）	30
170期（2019年12月25日）	30
171期（2020年1月27日）	30
直近1年間累計	360
設定来累計	9,020

※分配金は1万口当たり・税引前です。
※直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

■資産配分■

資産	比率（%）
国内株式	4.91
外国株式	92.13
現金・他	2.96
合計	100.00

※上記比率は四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。

※比率は純資産総額に対する実質組入割合です。

■その他の資産■

資産	比率（%）
先物	1.83

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および業種別配分の内訳はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

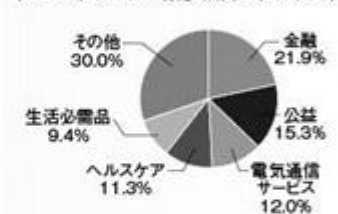
■組入上位10銘柄■（アムンディ・グローバル好配当株式マザーファンド）

銘柄名	業種*	組入比率（%）
1 トランスアルタ・リニューアブル	公益	1.8
2 AT&T	電気通信サービス	1.5
3 グラクソ・スミスクライン	ヘルスケア	1.5
4 BCE	電気通信サービス	1.3
5 ケスコ	生活必需品	1.2
6 シティコン	その他	1.2
7 テルストラ・コーポレーション	電気通信サービス	1.2
8 イタリア電力公社	公益	1.2
9 ナトゥルジー・エナジー・グループ	公益	1.2
10 フォータム	公益	1.1

*業種分類は、当社が独自に定めた分類方法で表示しております。
※純資産比はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

■業種別配分■*

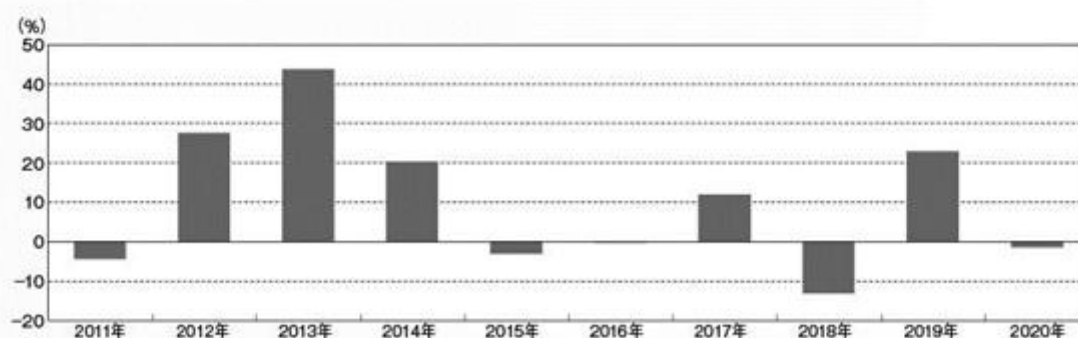
（アムンディ・グローバル好配当株式マザーファンド）



*業種分類は、当社が独自に定めた分類方法で表示しております。

※上記比率は、マザーファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。
※2020年は年初から1月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。

ファンドの取得申込みを行う取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額をお申込みの販売会社に支払うものとします。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
分配金再投資コース	1万円以上1円単位
分配金受取りコース	1万円以上1円単位

詳しくは販売会社へお問合せください。

- (4) 取得申込時には、申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を制限

または中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

申込コース	解約単位
分配金再投資コース	1口単位
分配金受取りコース	1口単位

ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日の場合には、解約請求のお申込みは受けられません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みのお受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに解約請求のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

- (2) 解約価額は、解約請求のお申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。解約価額は、販売会社または委託会社（前記1 申込（販売）手続等（2）のお問合せ先にご照会ください。）に問合わせるにより知ることができます。

$$\text{解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} = \text{基準価額} - (\text{基準価額} \times 0.3\%)$$

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、解約請求の合計がその解約請求受付日において5億円を超える場合あるいは受益権の総口数の10%を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求の受付を制限または中止すること、およびすでに受付けた申込みの取消することができるものとします。
- (6) 前記(5)により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

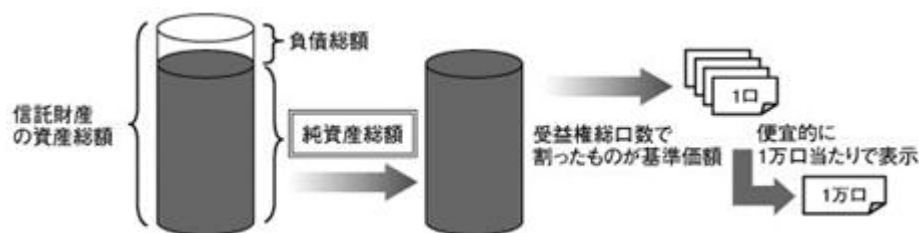
基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
株価指数先物取引	原則として、基準価額計算日に取引所が発表する清算値段で評価します。
投資信託受益証券 （親投資信託）	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。お問合せ先につきましては、前記「1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください。

基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は便宜上1万口当たりで表示されます。

追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了」をご覧ください。

（４）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎月26日から翌月25日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】**償還金**

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日目）から販売会社でお支払いします。

信託約款の変更

（イ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

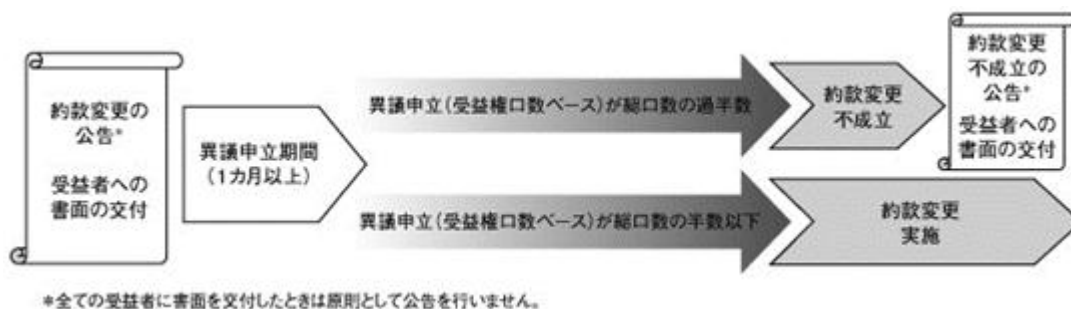
（ハ）（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。

（ニ）（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ホ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、（イ）から（ニ）の規定にしたがいます。

（ヘ）（ハ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1ヵ年とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎年1月、7月の計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

信託の終了

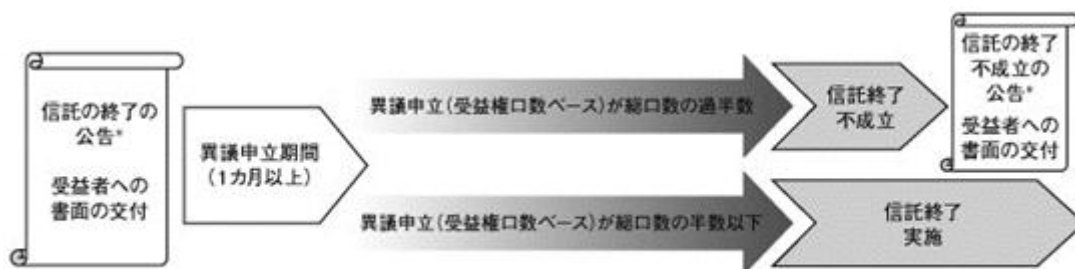
（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき
- B 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告

し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

< 信託の終了の手續 >



*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(ロ) (イ) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「 信託約款の変更 (二) 」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) 前記「 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い 」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年1月および7月の決算日経過後3ヵ月以内に提出します。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29特定期間(2019年7月26日から2020年1月27日まで)の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第28特定期間末 (2019年 7月25日)	第29特定期間末 (2020年 1月27日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,557,459	18,836,463
親投資信託受益証券	2,128,808,145	2,123,312,676
未収入金	-	10,000,000
流動資産合計	2,153,365,604	2,152,149,139
資産合計	2,153,365,604	2,152,149,139
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,825,840	7,312,098
未払解約金	-	4,438,842
未払受託者報酬	133,182	149,988
未払委託者報酬	1,902,590	2,142,644
未払利息	65	36
その他未払費用	832,585	828,984
流動負債合計	10,694,262	14,872,592
負債合計	10,694,262	14,872,592
純資産の部		
元本等		
元本	2,608,613,527	2,437,366,043
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	465,942,185	300,089,496
（分配準備積立金）	117,028,419	103,248,726
元本等合計	2,142,671,342	2,137,276,547
純資産合計	2,142,671,342	2,137,276,547
負債純資産合計	2,153,365,604	2,152,149,139

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第28特定期間 自 2019年 1月26日 至 2019年 7月25日	第29特定期間 自 2019年 7月26日 至 2020年 1月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	168,644,031	197,004,531
営業収益合計	168,644,031	197,004,531
営業費用		
支払利息	6,887	5,897
受託者報酬	812,927	818,639
委託者報酬	11,613,143	11,694,750
その他費用	835,035	829,270
営業費用合計	13,267,992	13,348,556
営業利益又は営業損失（ ）	155,376,039	183,655,975
経常利益又は経常損失（ ）	155,376,039	183,655,975
当期純利益又は当期純損失（ ）	155,376,039	183,655,975
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,017,157	2,431,697
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	591,900,589	465,942,185
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,634,978	33,369,951
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,634,978	33,369,951
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,517,469	3,377,302
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,517,469	3,377,302
分配金	47,517,987	45,364,238
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	465,942,185	300,089,496

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は当期末が休日のため、2019年7月26日から2020年1月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第28特定期間末 (2019年 7月25日)	第29特定期間末 (2020年 1月27日)
1. 期首元本額	2,713,493,037円	2,608,613,527円
期中追加設定元本額	46,839,763円	19,562,639円
期中一部解約元本額	151,719,273円	190,810,123円
2. 特定期間末日における受益権の総数	2,608,613,527口	2,437,366,043口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は465,942,185円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は300,089,496円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第28特定期間 自 2019年 1月26日 至 2019年 7月25日		第29特定期間 自 2019年 7月26日 至 2020年 1月27日	
分配金の計算過程 (2019年1月26日から2019年2月25日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額202,369,118円 (1万口当たり751円) のうち8,081,974円 (1万口 当たり30円) を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の 配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法 によっております。		分配金の計算過程 (2019年7月26日から2019年8月26日までの計算期 間) 計算期間末における分配対象収益額201,309,189円 (1万口当たり773円) のうち7,810,766円 (1万口 当たり30円) を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の 配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法 によっております。	
A 費用控除後の配当等収益額	8,299,762円	A 費用控除後の配当等収益額	5,791,947円
B 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	79,342,128円	C 収益調整金額	78,836,350円
D 分配準備積立金額	114,727,228円	D 分配準備積立金額	116,680,892円
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	202,369,118円	E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D)	201,309,189円
F 当ファンドの期末残存受益権 口数	2,693,991,478口	F 当ファンドの期末残存受益権 口数	2,603,588,725口
G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	751円	G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000)	773円
H 1万口当たり分配金額	30円	H 1万口当たり分配金額	30円
I 分配金額 (F × H / 10,000)	8,081,974円	I 分配金額 (F × H / 10,000)	7,810,766円

（2019年2月26日から2019年3月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額198,911,396円（1万口当たり746円）のうち7,997,693円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		（2019年8月27日から2019年9月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額198,948,044円（1万口当たり771円）のうち7,733,050円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。			
A	費用控除後の配当等収益額	6,577,406円	A	費用控除後の配当等収益額	7,329,822円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	78,755,189円	C	収益調整金額	78,230,032円
D	分配準備積立金額	113,578,801円	D	分配準備積立金額	113,388,190円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	198,911,396円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	198,948,044円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	2,665,897,874口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	2,577,683,629口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	746円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	771円
H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F × H / 10,000）	7,997,693円	I	分配金額（F × H / 10,000）	7,733,050円
（2019年3月26日から2019年4月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額200,435,757円（1万口当たり762円）のうち7,883,201円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		（2019年9月26日から2019年10月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額197,316,897円（1万口当たり772円）のうち7,664,931円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。			
A	費用控除後の配当等収益額	12,140,697円	A	費用控除後の配当等収益額	7,733,922円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	78,195,834円	C	収益調整金額	77,652,851円
D	分配準備積立金額	110,099,226円	D	分配準備積立金額	111,930,124円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	200,435,757円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	197,316,897円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	2,627,733,970口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	2,554,977,126口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	762円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	772円
H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F × H / 10,000）	7,883,201円	I	分配金額（F × H / 10,000）	7,664,931円
（2019年4月26日から2019年5月27日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額205,650,747円（1万口当たり782円）のうち7,880,892円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		（2019年10月26日から2019年11月25日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額191,291,914円（1万口当たり769円）のうち7,454,115円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。			
A	費用控除後の配当等収益額	13,136,699円	A	費用控除後の配当等収益額	6,709,668円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	78,298,662円	C	収益調整金額	75,620,523円
D	分配準備積立金額	114,215,386円	D	分配準備積立金額	108,961,723円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	205,650,747円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	191,291,914円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	2,626,964,175口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	2,484,705,181口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	782円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	769円
H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F × H / 10,000）	7,880,892円	I	分配金額（F × H / 10,000）	7,454,115円

有価証券届出書（内国）

（2019年5月28日から2019年6月25日までの計算期間）		（2019年11月26日から2019年12月25日までの計算期間）			
計算期間末における分配対象収益額205,782,093円（1万口当たり786円）のうち7,848,387円（1万口当たり30円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額188,784,980円（1万口当たり766円）のうち7,389,278円（1万口当たり30円）を分配金額としております。			
なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。			
A	費用控除後の配当等収益額	8,779,914円	A	費用控除後の配当等収益額	6,485,864円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	78,358,963円	C	収益調整金額	75,186,355円
D	分配準備積立金額	118,643,216円	D	分配準備積立金額	107,112,761円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	205,782,093円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	188,784,980円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	2,616,129,184口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	2,463,092,914口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	786円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	766円
H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F × H / 10,000）	7,848,387円	I	分配金額（F × H / 10,000）	7,389,278円
（2019年6月26日から2019年7月25日までの計算期間）		（2019年12月26日から2020年1月27日までの計算期間）			
計算期間末における分配対象収益額203,697,660円（1万口当たり780円）のうち7,825,840円（1万口当たり30円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額185,075,803円（1万口当たり759円）のうち7,312,098円（1万口当たり30円）を分配金額としております。			
なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。			
A	費用控除後の配当等収益額	6,262,994円	A	費用控除後の配当等収益額	5,511,008円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	78,843,401円	C	収益調整金額	74,514,979円
D	分配準備積立金額	118,591,265円	D	分配準備積立金額	105,049,816円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	203,697,660円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	185,075,803円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	2,608,613,527口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	2,437,366,043口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	780円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	759円
H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F × H / 10,000）	7,825,840円	I	分配金額（F × H / 10,000）	7,312,098円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第28特定期間 自 2019年 1月26日 至 2019年 7月25日	第29特定期間 自 2019年 7月26日 至 2020年 1月27日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。株価指数先物取引は、運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的に行っております。為替予約取引は、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価指数の変動による価格変動リスクであります。また、一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
-------------------	--	----

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第28特定期間末 (2019年 7月25日)	第29特定期間末 (2020年 1月27日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第28特定期間末 (2019年 7月25日)	第29特定期間末 (2020年 1月27日)
	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	18,828,910	21,102,807
合計	18,828,910	21,102,807

（デリバティブ取引等に関する注記）

第28特定期間末（2019年 7月25日）

該当事項はありません。

第29特定期間末（2020年 1月27日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第28特定期間（自 2019年1月26日 至 2019年7月25日）

該当事項はありません。

第29特定期間（自 2019年7月26日 至 2020年1月27日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第28特定期間末 (2019年 7月25日)	第29特定期間末 (2020年 1月27日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8214円 (8,214円)	0.8769円 (8,769円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	アムンディ・グローバル好配当株 式 マザーファンド	740,449,392	2,123,312,676	
	小計		740,449,392	2,123,312,676	
		銘柄数 組入時価比率	1 99.3%		100.0%
	親投資信託受益証券 合計				2,123,312,676
合計				2,123,312,676	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2019年 7月25日）	（2020年 1月27日）
資産の部		
流動資産		
預金	47,986,948	113,103,058
コール・ローン	15,583,798	26,097,240
株式	6,843,093,221	6,747,791,201
派生商品評価勘定	1,415,147	2,768,503
未収配当金	15,052,815	13,283,192
差入委託証拠金	16,082,978	16,373,243
流動資産合計	6,939,214,907	6,919,416,437
資産合計	6,939,214,907	6,919,416,437
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,000,000	20,500,000
未払利息	41	50
その他未払費用	—	1,827
流動負債合計	20,000,041	20,501,877
負債合計	20,000,041	20,501,877
純資産の部		
元本等		
元本	2,649,330,368	2,405,801,695
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	4,269,884,498	4,493,112,865
元本等合計	6,919,214,866	6,898,914,560
純資産合計	6,919,214,866	6,898,914,560
負債純資産合計	6,939,214,907	6,919,416,437

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2019年 7月25日)	(2020年 1月27日)
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,869,156,072円	2,649,330,368円
同期中における追加設定元本額	2,052,764円	9,557,599円
同期中における一部解約元本額	221,878,468円	253,086,272円
同期末における元本の内訳		
たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）	815,104,394円	740,449,392円
アムンディ・世界好配当株式ファンド（毎月分配型）	1,812,250,448円	1,643,267,397円
アムンディ・世界好配当株式V A（適格機関投資家専用）	21,975,526円	22,084,906円
合計	2,649,330,368円	2,405,801,695円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	2,649,330,368口	2,405,801,695口

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年 1月26日 至 2019年 7月25日	自 2019年 7月26日 至 2020年 1月27日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）Ⅰ.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

．金融商品の時価等に関する事項

項目	（2019年 7月25日）	（2020年 1月27日）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）Ⅰ.金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2019年 7月25日）	（2020年 1月27日）
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	477,164,356	221,927,175
合計	477,164,356	221,927,175

（注）当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（2018年11月27日から2019年7月25日及び2019年11月26日から2020年1月27日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

（2019年7月25日）

区分	種類	契約額 等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P500 EMINI	63,997,790	—	65,399,509	1,401,719
	合計	63,997,790	—	65,399,509	1,401,719

（2020年1月27日）

区分	種類	契約額 等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P500 EMINI	122,996,776	—	125,716,187	2,719,411
	合計	122,996,776	—	125,716,187	2,719,411

（注）時価の算定方法

- 1．先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日（本報告書における開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2．先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 4．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

通貨関連

（2019年7月25日）

区分	種類	契約額 等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	ユーロ	10,000,000	—	9,986,572	13,428
	合計	10,000,000	—	9,986,572	13,428

(2020年1月27日)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	オーストラリアドル	2,500,000	—	2,465,452	34,548
	香港ドル	1,000,000	—	994,141	5,859
	シンガポールドル	1,000,000	—	991,315	8,685
	合計	4,500,000	—	4,450,908	49,092

(注)時価の算定方法

- 原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます。以下同じ）に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 2019年1月26日 至 2019年7月25日)

該当事項はありません。

(自 2019年7月26日 至 2020年1月27日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2019年 7月25日)	(2020年 1月27日)
1口当たり純資産額	2.6117円	2.8676円
(1万口当たり純資産額)	(26,117円)	(28,676円)

(3) 附属明細表
第 1 有価証券明細表
株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	日本たばこ産業	22,200	2,317.00	51,437,400	
	武田薬品工業	7,100	4,297.00	30,508,700	
	キャノン	17,200	3,028.00	52,081,600	
	日産自動車	11,300	597.70	6,754,010	
	N E C ネットエスアイ	9,800	4,295.00	42,091,000	
	三井物産	18,600	1,957.00	36,400,200	
	住友商事	34,800	1,646.00	57,280,800	
	あおぞら銀行	21,900	2,864.00	62,721,600	
	小計				
	銘柄数	8		339,275,310	
	組入時価比率	4.9%		5.0%	
米ドル	EXXON MOBIL	6,200	66.32	411,184.00	
	OCCIDENTAL PTL.	2,900	42.22	122,438.00	
	ONEOK INC	3,700	74.84	276,908.00	
	TRITON INTERNATIONAL LTD/BER	3,800	37.99	144,362.00	
	NIELSEN HOLDINGS PLC	10,800	21.16	228,528.00	
	LAS VEGAS SANDS CORP	1,900	67.85	128,915.00	
	BUCKLE INC/THE	15,900	25.47	404,973.00	
	ALTRIA GROUP INCO.	11,901	50.25	598,025.25	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	6,101	86.15	525,601.15	
	CARDINAL HEALTH	4,200	53.82	226,044.00	
	CVS HEALTH CORPORATION	3,000	71.43	214,290.00	
	ABBVIE INC	5,600	83.54	467,824.00	
	AMGEN	600	225.59	135,354.00	
	BRISTOL MYERS SQUIBB	3,700	64.16	237,392.00	
	GILEAD SCIENCES	4,800	63.15	303,120.00	
	JOHNSON & JOHNSON	4,200	148.32	622,944.00	
	PFIZER	10,300	39.82	410,146.00	
	NY.CMTY.BANC.	27,200	11.77	320,144.00	
	ARTISAN PARTNERS ASSET MA -A	8,800	33.49	294,712.00	
	CME GROUP INC	400	209.24	83,696.00	
	MOELIS & CO - CLASS A	7,000	35.30	247,100.00	
	WADDELL & REED FINANCIAL-A	11,600	16.45	190,820.00	
	AUTOMATIC DATA PROC.	2,200	177.21	389,862.00	
	INTERNATIONAL BUS. MACH.	2,000	140.56	281,120.00	
	LEIDOS HOLDINGS INC	1,400	101.62	142,268.00	
	PAYCHEX	3,400	88.91	302,294.00	
	WESTERN UNION CO	19,300	27.10	523,030.00	
	CISCO SYSTEMS	3,700	48.85	180,745.00	
	CORNING	3,700	29.36	108,632.00	
	HP INC	6,400	21.98	140,672.00	
	SEAGATE TECHNOLOGY	3,400	63.23	214,982.00	
	AT&T	25,216	38.50	970,816.00	
	CENTURYLINK INC	14,300	14.71	210,353.00	
	CONSOLIDATED EDISON	1,816	93.61	169,995.76	
	PATTERN ENERGY GROUP INC	8,200	26.89	220,539.00	
	PPL	8,900	36.53	325,117.00	
	ANALOG DEVICES INC	1,400	117.57	164,598.00	
	CYPRESS SEMICONDUCTOR CORP	9,800	23.46	229,908.00	
	INTEL	8,700	68.47	595,689.00	

小計	QUALCOMM INC	2,500	89.65	224,125.00	
	銘柄数	40		11,989,266.16 (1,307,549,367)	
	組入時価比率	19.0%		19.4%	
カナダドル	INTER PIPELINE LTD	12,900	22.30	287,670.00	
	VERMILION ENERGY INC	11,600	20.79	241,164.00	
	EXCHANGE INCOME CORP	8,900	43.52	387,328.00	
	ROGERS SUGAR INC	96,400	4.88	470,432.00	
	SIENNA SENIOR LIVING INC	30,100	19.21	578,221.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	4,500	108.95	490,275.00	
	TIMBERCREEK FINANCIAL CORP	56,600	10.00	566,000.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	800	74.20	59,360.00	
	AGF MANAGEMENT LTD-CLASS B	57,700	6.80	392,360.00	
	ALARIS ROYALTY CORP	13,100	22.23	291,213.00	
	IGM FINANCIAL INC	14,700	39.12	575,064.00	
	BCE INC	16,900	62.44	1,055,236.00	
	ALTAGAS LTD	14,200	20.37	289,254.00	
	NORTHLAND POWER INC	27,400	29.48	807,752.00	
	SUPERIOR PLUS CORP	26,800	12.74	341,432.00	
	TRANSALTA RENEWABLES INC	89,400	16.35	1,461,690.00	
	銘柄数	16		8,294,451.00 (687,941,765)	
	組入時価比率	10.0%		10.2%	
ユーロ	ENI	13,083	13.47	176,228.01	
	REPSOL SA	15,629	13.10	204,739.90	
	TOTAL SA	12,140	47.38	575,253.90	
	NAVIGATOR CO SA/THE	34,116	3.33	113,879.20	
	BOUYGUES	3,252	38.08	123,836.16	
	PORR AG	4,723	15.72	74,245.56	
	SIGNIFY NV	5,791	29.04	168,170.64	
	UPONOR OYJ	410	12.54	5,141.40	
	OESTERREICHISCHE POST AG	7,472	34.75	259,652.00	
	EUTELSAT COMMUNICATIONS	6,920	14.45	99,994.00	
	NOS SGPS	28,858	4.86	140,480.74	
	KESKO OYJ-B SHS	11,126	60.58	674,013.08	
	METRO AG	11,582	12.84	148,712.88	
	UNILEVER NV	10,076	51.86	522,541.36	
	EBRO FOODS SA	10,977	19.02	208,782.54	
	ORION OYJ	4,730	43.38	205,187.40	
	SANOFI	3,563	89.11	317,498.93	
	BNP PARIBAS	3,233	49.91	161,359.03	
	AURELIUS EQUITY OPPORTUNITIE	3,247	36.62	118,905.14	
	BANCA MEDIOLANUM SPA	25,212	8.59	216,571.08	
	AXA	14,084	24.31	342,382.04	
	HANNOVER RUECK SE	25	179.40	4,485.00	
	MAPFRE SA	101,114	2.39	241,662.46	
	MUNCH.RUCK.REGD.	1,059	272.70	288,789.30	
	SAMPO 'A'	9,111	40.98	373,368.78	
	UNIQA INSURANCE GROUP AG	45,147	8.80	397,519.33	
	CITYCON OYJ	69,630	9.74	678,544.35	
	DEUTSCHE EUROSHOP AG	10,527	25.92	272,859.84	
	DIC ASSET AG	18,032	16.78	302,576.96	
	NEXITY	2,968	44.26	131,363.68	
	TIETOEVRV	11,000	29.14	320,540.00	
	FREENET AG	7,888	20.06	158,233.28	
	ORANGE	39,052	13.09	511,190.68	
	PROXIMUS	22,463	25.72	577,748.36	

小計	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	57,000	2.76	157,833.00	
	TELEFONICA SA	46,320	6.11	283,385.76	
	ENAGAS SA	13,467	24.13	324,958.71	
	ENDESA	4,597	24.65	113,316.05	
	ENEL	81,285	7.81	635,567.41	
	ENGIE	21,978	15.71	345,274.38	
	FORTUM OYJ	27,663	22.68	627,396.84	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	27,429	23.47	643,758.63	
	SNAM SPA	110,700	4.87	539,994.60	
	TERNA	25,675	6.32	162,317.35	
	銘柄数	44		12,950,259.74 (1,557,916,246)	
	組入時価比率	22.6%		23.1%	
英ボンド	BP	59,524	4.86	289,346.16	
	ROYAL DUTCH SHELL B	10,282	22.00	226,204.00	
	GO-AHEAD GROUP PLC	4,854	20.42	99,118.68	
	BERKELEY GP.HDG.UNITS	2,962	54.06	160,125.72	
	CREST NICHOLSON HOLDINGS	43,085	4.45	192,072.93	
	REDROW PLC	13,836	8.06	111,518.16	
	TAYLOR WIMPEY PLC	49,531	2.23	110,454.13	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO	13,743	34.12	468,979.87	
	C&C GROUP PLC	34,061	3.69	125,685.09	
	ASTRAZENECA	5,459	76.59	418,104.81	
	GLAXOSMITHKLINE	39,467	18.22	719,404.47	
	IG GROUP HOLDINGS PLC	22,275	7.00	156,103.20	
	ADMIRAL GROUP PLC	16,095	23.02	370,506.90	
	DIRECT LINE INSURANCE GROUP	103,565	3.39	351,603.17	
	LANCASHIRE HOLDINGS LTD	29,751	7.50	223,281.25	
	LEGAL & GENERAL	107,243	3.11	334,383.67	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	12,841	7.65	98,297.85	
	SIRIUS REAL ESTATE LTD	296,415	0.89	266,180.67	
	VODAFONE GROUP PLC	76,626	1.56	119,919.69	
	NATIONAL GRID PLC	30,384	10.14	308,215.29	
	SSE PLC	31,954	15.29	488,736.43	
	銘柄数	21		5,638,242.14 (803,505,887)	
	組入時価比率	11.6%		11.9%	
スイスフラン	ADECCO GROUP AG	3,307	60.32	199,478.24	
	APG SGA SA	278	284.00	78,952.00	
	NOVARTIS 'R'	5,398	91.55	494,186.90	
	ROCHE HOLDINGS GSH.	1,354	323.50	438,019.00	
	BANQUE CANTONALE VAUDOISE	315	811.00	255,465.00	
	CEMBRA MONEY BANK AG	1,388	114.50	158,926.00	
	SWISS RE LTD	5,040	111.05	559,692.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,360	413.00	561,680.00	
	LANDIS+GYR GROUP AG	2,059	101.80	209,606.20	
	銘柄数	9		2,956,005.34 (332,225,440)	
	組入時価比率	4.8%		4.9%	
スウェーデンクローナ	NOBINA AB	25,891	72.70	1,882,275.70	
	CLAS OHLSON AB-B SHS	29,411	105.10	3,091,096.10	
	NORDEA BANK ABP	25,680	76.51	1,964,776.80	
	SEB 'A'	26,879	92.48	2,485,769.92	
	SVENSKA HANDELSBANKEN AB	23,430	94.46	2,213,197.80	
	TELIA COMPANY AB	110,512	41.29	4,563,040.48	

小計	銘柄数	6		16,200,156.80 (184,681,787)	
	組入時価比率	2.7%		2.7%	
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	21,301	179.80	3,829,919.80	
	OCEAN YIELD ASA	31,366	48.35	1,516,546.10	
	VEIDEKKE ASA	16,470	124.70	2,053,809.00	
	MOWI ASA	24,920	224.30	5,589,556.00	
	ORKLA ASA	48,140	88.74	4,271,943.60	
	ATEA ASA	30,630	126.80	3,883,884.00	
	TELENOR	34,826	167.00	5,815,942.00	
小計	銘柄数	7		26,961,600.50 (324,887,286)	
	組入時価比率	4.7%		4.8%	
デンマーククローネ	SPAR NORD BANK A/S	40,090	65.50	2,625,895.00	
	TRYG A/S	4,393	209.40	919,894.20	
小計	銘柄数	2		3,545,789.20 (57,087,206)	
	組入時価比率	0.8%		0.8%	
オーストラリアドル	BHP GROUP LTD	7,499	40.45	303,334.55	
	RIO TINTO LIMITED	2,794	103.18	288,284.92	
	SYDNEY AIRPORT	24,515	8.43	206,661.45	
	TRANSURBAN GROUP	38,467	15.89	611,240.63	
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	69,487	4.32	300,183.84	
	WESFARMERS LIMITED	9,947	44.91	446,719.77	
	METCASH LTD	112,749	2.65	298,784.85	
	COCA-COLA AMATIL	12,592	11.94	150,348.48	
	SONIC HEALTHCARE LTD	28,051	31.22	875,752.22	
	AUS.AND NZ.BANKING GP.	20,508	25.90	531,157.20	
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK LIMITED	39,462	10.29	406,063.98	
	GENWORTH MORTGAGE INSURANCE	150,809	3.79	571,566.11	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	16,266	25.80	419,662.80	
	WESTPAC BANKING	19,562	25.21	493,158.02	
	MACQUARIE GROUP LTD	2,770	145.86	404,032.20	
	SUNCORP GROUP LTD	59,860	12.99	777,581.40	
	COMPUTERSHARE LIMITED	9,963	17.89	178,238.07	
	TELSTRA CORP LTD	283,905	3.88	1,101,551.40	
	AUSNET SERVICES	483,945	1.76	851,743.20	
小計	銘柄数	19		9,216,065.09 (684,753,636)	
	組入時価比率	9.9%		10.1%	
ニュージーランドドル	AIR NEW ZEALAND LTD	166,551	2.98	496,321.98	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	170,767	4.58	782,112.86	
	GENESIS ENERGY LTD	111,495	3.23	360,686.32	
	MERIDIAN ENERGY LTD	88,864	5.22	463,870.08	
小計	銘柄数	4		2,102,991.24 (151,036,830)	
	組入時価比率	2.2%		2.2%	
香港ドル	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS CO LTD	141,000	9.32	1,314,120.00	
	SANDS CHINA LTD	24,000	41.30	991,200.00	
	HSBC HOLDINGS PLC	21,200	58.75	1,245,500.00	
	VTECH HOLDINGS LTD	30,900	75.50	2,332,950.00	
	HKBN LTD	101,500	13.70	1,390,550.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	12,000	57.55	690,600.00	

小計	銘柄数	6		7,964,920.00 (111,747,827)	
	組入時価比率	1.6%		1.7%	
シンガポールドル	COMFORTDELGRO	237,600	2.22	527,472.00	
	SIA ENGINEERING CO LTD	133,900	2.74	366,886.00	
	DBS GROUP	9,900	26.20	259,380.00	
	VENTURE CORP.	8,000	16.46	131,680.00	
	SINGAPORE TELECOM	202,300	3.39	685,797.00	
	KEPPEL INFRASTRUCTURE TRUST	1,044,500	0.55	574,475.00	
	小計				
	銘柄数	6		2,545,690.00 (205,182,614)	
	組入時価比率	3.0%		3.0%	
合計				6,747,791,201 (6,408,515,891)	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（2）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2020年1月末日現在

資産総額	2,110,339,566円
負債総額	993,442円
純資産総額（ - ）	2,109,346,124円
発行済口数	2,438,442,068口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8650円
（1万口当たり純資産額）	（8,650円）

< 参考情報 >

「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」

2020年1月末日現在

資産総額	6,930,994,111円
負債総額	122,998,743円
純資産総額（ - ）	6,807,995,368円
発行済口数	2,406,509,760口
1口当たり純資産額（ / ）	2.8290円
（1万口当たり純資産額）	（28,290円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

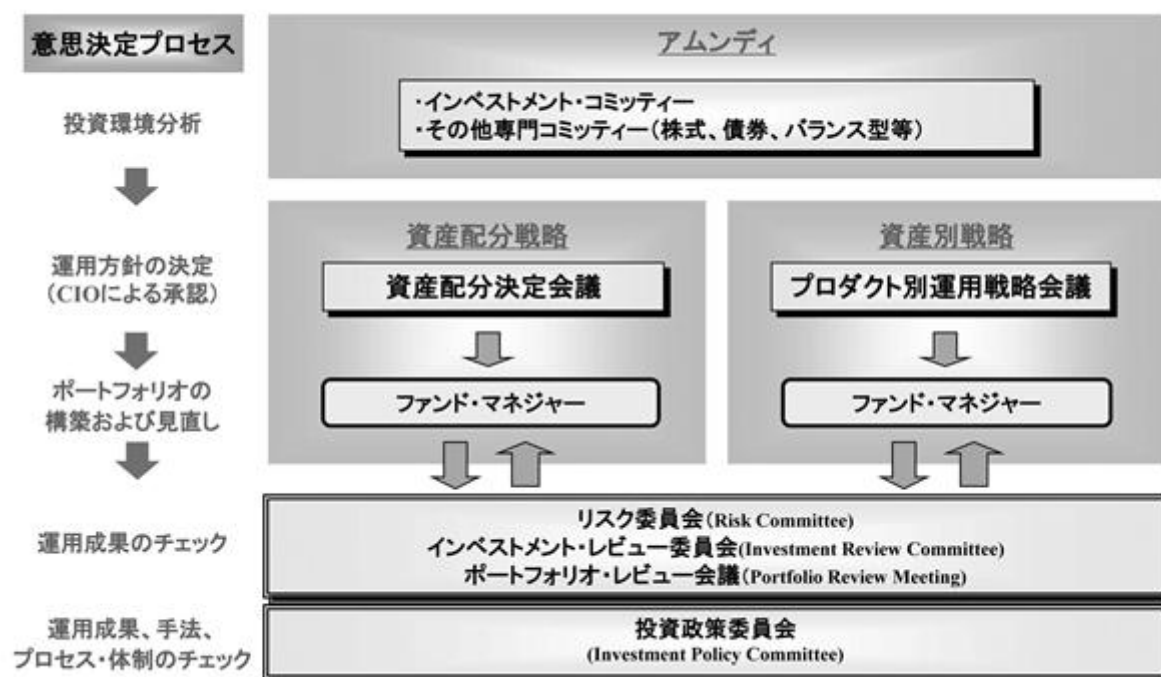
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

営業の概況

2020年1月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	11	52,166
追加型株式投資信託	165	1,737,944
合 計	176	1,790,110

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 38 期		第 39 期	
	(2018年12月31日)		(2019年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		10,638,816		11,884,237
前払費用		60,736		61,331
未収入金		65,940		23,962
未収委託者報酬		3,362,163		3,054,280
未収運用受託報酬		834,156		904,894
未収投資助言報酬		4,292		1,826
未収収益	*1	849,057	*1	599,693
繰延税金資産		326,171		-
立替金		79,351		66,833
その他		874		5,692
流動資産合計		16,221,555		16,602,747
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	83,123	*2	73,689
器具備品(純額)	*2	81,044	*2	65,606
有形固定資産合計		164,167		139,295
無形固定資産				
ソフトウェア		33,524		35,884
商標権		835		515
無形固定資産合計		34,359		36,399
投資その他の資産				
金銭の信託		303,324		12,436
投資有価証券		119,938		112,329
関係会社株式		84,560		80,353
長期差入保証金		207,299		208,924
ゴルフ会員権		60		60
繰延税金資産		-		306,354
投資その他の資産合計		715,182		720,457
固定資産合計		913,708		896,151
資産合計		17,135,263		17,498,898

(単位：千円)

	第 38 期 (2018年12月31日)	第 39 期 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	95,842	98,933
未払償還金	686	686
未払手数料	1,699,255	1,508,031
関係会社未払金	397,289	322,769
その他未払金	*1 586,484	*1 260,957
未払費用	311,469	270,819
未払法人税等	168,056	41,981
未払消費税等	88,126	33,077
賞与引当金	656,427	695,889
役員賞与引当金	152,398	270,209
流動負債合計	4,156,033	3,503,352
固定負債		
繰延税金負債	5,479	-
退職給付引当金	55,750	83,903
賞与引当金	39,672	62,221
役員賞与引当金	112,090	122,154
資産除去債務	61,573	62,686
固定負債合計	274,565	330,965
負債合計	4,430,598	3,834,317
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835	2,618,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	8,779,534	9,729,098
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	7,179,534	8,129,098
利益剰余金合計	8,889,626	9,839,191
株主資本合計	12,708,462	13,658,026
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,796	6,555
評価・換算差額等合計	3,796	6,555
純資産合計	12,704,665	13,664,581
負債純資産合計	17,135,263	17,498,898

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第 38 期 (自2018年 1月 1日 至2018年 12月 31日)	第 39 期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	14,079,514	11,972,771
運用受託報酬	2,026,382	1,698,399
投資助言報酬	1,327	3,261
その他営業収益	1,777,330	1,604,713
営業収益合計	17,884,553	15,279,144
営業費用		
支払手数料	8,372,463	6,945,094
広告宣伝費	106,771	60,929
調査費	627,420	704,653
委託調査費	804,809	839,708
委託計算費	20,065	18,685
通信費	41,206	18,343
印刷費	181,299	82,708
協会費	28,774	27,840
営業費用合計	10,182,806	8,697,961
一般管理費		
役員報酬	168,290	197,670
給料・手当	2,136,270	2,288,550
賞与	1,000	5,256
役員賞与	77,093	27,960
交際費	16,006	13,910
旅費交通費	86,612	69,227
租税公課	114,831	97,199
不動産賃借料	189,354	189,518
賞与引当金繰入	625,996	717,005
役員賞与引当金繰入	81,615	262,793
退職給付費用	219,000	179,615
固定資産減価償却費	53,706	56,080
商標権償却	310	320
福利厚生費	330,201	305,849
諸経費	337,402	658,576
一般管理費合計	4,437,686	5,069,528
営業利益	3,264,061	1,511,654
営業外収益		
有価証券利息	54	19
有価証券売却益	321	1,039
役員賞与引当金戻入額	-	7,858
賞与引当金戻入額	-	74,090
受取利息	229	277
雑収入	9,596	10,367
営業外収益合計	10,200	93,650
営業外費用		
有価証券売却損	99	10,357
関係会社株式評価損	-	4,207
支払利息	75	-
為替差損	35,861	59,789
雑損失	0	2,533
営業外費用合計	36,035	76,885
経常利益	3,238,227	1,528,419
税引前当期純利益	3,238,227	1,528,419
法人税、住民税及び事業税	1,065,036	569,085
法人税等調整額	13,580	9,770
法人税等合計	1,051,456	578,855

当期純利益

2,186,770	949,564
-----------	---------

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691
当期変動額					
当期純利益			2,186,770	2,186,770	2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			2,186,770	2,186,770	2,186,770
当期末残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,488	5,488	10,527,179
当期変動額			
当期純利益			2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,284	9,284	9,284
当期変動額合計	9,284	9,284	2,177,486
当期末残高	3,796	3,796	12,704,665

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当期変動額					
当期純利益			949,564	949,564	949,564
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			949,564	949,564	949,564
当期末残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191	13,658,026

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	3,796	3,796	12,704,665
当期変動額			
当期純利益			949,564
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	10,352	10,352	10,352
当期変動額合計	10,352	10,352	959,916
当期末残高	6,555	6,555	13,664,581

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4．引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

7. 未適用の会計基準等

(1)「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(2)「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2)適用予定日

2021年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

（貸借対照表関係）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
未収収益	162,554 千円	329,758 千円
その他未払金	502,438 千円	115,320 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
建物	100,561 千円	111,313 千円
器具備品	207,284 千円	227,570 千円

（損益計算書関係）

第38期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第38期(2018年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	10,638,816	10,638,816	-
(2) 未収委託者報酬	3,362,163	3,362,163	-
(3) 未収運用受託報酬	834,156	834,156	-
(4) 未収収益	849,057	849,057	-
(5) 金銭の信託	303,324	303,324	-
(6) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	119,938	119,938	-
資産計	16,107,455	16,107,455	-
(1) 未払手数料	1,699,255	1,699,255	-
負債計	1,699,255	1,699,255	-

第39期(2019年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,884,237	11,884,237	-
(2) 未収委託者報酬	3,054,280	3,054,280	-
(3) 未収運用受託報酬	904,894	904,894	-
(4) 未収収益	599,693	599,693	-
(5) 金銭の信託	12,436	12,436	-
(6) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	112,329	112,329	-
資産計	16,567,869	16,567,869	-
(1) 未払手数料	1,508,031	1,508,031	-
負債計	1,508,031	1,508,031	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)金銭の信託及び(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

（単位：千円）

区分	第38期(2018年12月31日)	第39期(2019年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	80,353

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	10,638,816	-	-	-
未収委託者報酬	3,362,163	-	-	-
未収運用受託報酬	834,156	-	-	-
未収収益	849,057	-	-	-
合計	15,684,192	-	-	-

第39期(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	11,884,237	-	-	-
未収委託者報酬	3,054,280	-	-	-
未収運用受託報酬	904,894	-	-	-
未収収益	599,693	-	-	-
合計	16,443,104	-	-	-

（有価証券関係）

1．満期保有目的の債券

第38期(2018年12月31日)

該当事項はありません。

第39期(2019年12月31日)

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 80,353千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

第38期(2018年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	6,194	7,948	1,754
	小計	6,194	7,948	1,754
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	422,541	415,315	7,226
	小計	422,541	415,315	7,226
合計		428,735	423,263	5,472

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第39期(2019年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	115,317	124,765	9,448
	小計	115,317	124,765	9,448
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		115,317	124,765	9,448

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

４．事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第38期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	-	-	-
投資信託	2,781	321	99

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	288,000	-	10,006
投資信託	17,380	1,039	352

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第38期 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	2,767	55,750
退職給付費用	179,620	141,335
退職給付の支払額	11,320	-
制度への拠出額	115,316	113,182
退職給付引当金の期末残高	55,750	83,903

(千円)

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	746,598	774,860
年金資産	692,897	696,922
	53,700	77,938
非積立型制度の退職給付債務	2,050	5,966
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	55,750	83,903
退職給付に係る負債	55,750	83,903
退職給付に係る資産	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	55,750	83,903

(千円)

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 179,620千円 当事業年度 141,335千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度39,380千円、当事業年度38,280千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	84,650 千円	72,014 千円
繰延資産償却額	- 千円	4,895 千円
未払事業税	32,910 千円	11,331 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	213,145 千円	246,218 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	10,046 千円	17,307 千円
減価償却資産	4,237 千円	4,283 千円
資産除去債務	18,854 千円	19,194 千円
その他有価証券評価差額金	1,676 千円	- 千円
未払事業所税	2,417 千円	1,433 千円
その他	2,834 千円	10,453 千円
繰延税金資産小計	370,769 千円	387,128 千円
評価性引当額	44,597 千円	75,184 千円
繰延税金資産合計	326,171 千円	311,944 千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	1,838 千円	- 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額	3,642 千円	2,697 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	2,893 千円
その他	- 千円	- 千円
繰延税金負債合計	5,479 千円	5,590 千円
繰延税金資産の純額	320,692 千円	306,354 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目		3.53%
評価性引当金額		2.00%
過年度法人税等		0.57%
住民税均等割等		0.25%
その他		0.90%
税効果会計適用後の法人税などの負担率		37.87%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第38期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

企業結合に関する重要な後発事象

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付けで吸収合併致しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 アムンディ・ジャパンホールディング株式会社

事業の内容 有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

(2) 企業結合日

2020年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していましたが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたためであります。

2. 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第38期 (自2018年 1月 1日 至2018年12月31日)	第39期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
期首残高	60,483 千円	61,573 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	1,091 千円	1,112 千円
期末残高	61,573 千円	62,686 千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第38期(自2018年1月1日 至2018年12月31日)及び第39期(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第38期(自2018年1月1日 至2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
15,251,769	1,392,882	1,239,902	17,884,553

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,436,481	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務
日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎 月決算コース）	1,940,743	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
12,851,173	1,259,454	1,168,517	15,279,144

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,038,639	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第38期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス・パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	720,243	未収収益	162,554
								委託調査費等の支払など *2	593,092	その他未払金	502,438

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	512,886	未収運用受託報酬	120,829
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	881,652	未収収益	634,534

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト・パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト・パリに上場）

第39期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	683,567	未収収益	329,758
								委託調査費等の支払など *2	492,740	その他未払金	115,320

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	485,429	未収運用受託報酬	141,037
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	711,885	未収収益	160,701

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

（1株当たり情報）

	第38期 （自2018年 1月 1日 至2018年12月31日）	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）
1株当たり純資産額	5,293.61 円	5,693.58 円
1株当たり当期純利益金額	911.15 円	395.65 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第38期 （自2018年 1月 1日 至2018年12月31日）	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）
当期純利益（千円）	2,186,770	949,564
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,186,770	949,564
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資 本 金 の 額 (2019年3月末日現在)	事 業 の 内 容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資 本 金 の 額 (2019年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社但馬銀行	5,481百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

再信託受託会社の概要

名 称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資 本 金 : 10,000百万円（2019年3月末日現在）

業務の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年2月28日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

企業結合等関係に記載されているとおり、会社は、2020年1月1日付で、会社を存続会社とし、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を消滅会社として合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年3月4日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の2019年7月26日から2020年1月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の2020年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。